

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月30日

【会社名】 サイオステクノロジー株式会社

【英訳名】 SIOS Technology, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 喜多 伸夫

【本店の所在の場所】 東京都港区南麻布二丁目12番3号 サイオスビル

【電話番号】 03-6401-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 小林 徳太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南麻布二丁目12番3号 サイオスビル

【電話番号】 03-6401-5111 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 小林 徳太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

平成29年7月1日付で持株会社体制へ移行するため、当社（同日付で「サイオス株式会社」に商号変更予定。）のグループ管理事業以外の全ての事業をサイオステクノロジー分割準備株式会社（同日付で「サイオステクノロジー株式会社」に商号変更予定。）に承継させる、吸収分割契約を締結する。

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 平成29年7月1日付の持株会社体制への移行に伴い、同日付で商号及び目的を変更する。
- (2) 監査等委員会設置会社へ移行するための変更を行う。
- (3) 剰余金の配当等を取締役会の決議により定めるための変更を行う。
- (4) その他上記の各変更等に伴う所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、喜多伸夫、大塚厚志、森田昇及び福田敬を選任する。

なお、福田敬は社外取締役である。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、平松祐樹、古畑克巳及び長谷川紘之を選任する。

なお、古畑克巳及び長谷川紘之の2名は社外取締役である。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、福田敬を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額144,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額54,000千円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 吸収分割契約承認の 件	57,520	203	0	(注) 1	可決 96.30
第2号議案 定款一部変更の件	57,535	188	0	(注) 1	可決 96.32
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)4名選任の件					
喜多 伸夫	57,522	201	0	(注) 2	可決 96.30
大塚 厚志	57,522	201	0		可決 96.30
森田 昇	57,517	206	0		可決 96.29
福田 敬	57,515	208	0		可決 96.29
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
平松 祐樹	57,259	464	0	(注) 2	可決 95.86
古畑 克巳	57,254	469	0		可決 95.85
長谷川紘之	57,531	192	0		可決 96.32
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任 の件				(注) 2	
福田 敬	57,260	463	0		可決 95.86
第6号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)報酬額決定の 件	56,914	809	0	(注) 3	可決 95.28
第7号議案 監査等委員である取 締役報酬額決定の件	56,913	810	0	(注) 3	可決 95.28

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。